

## 4-2 地域特性

### 4-2-1 自然的状況

#### (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

##### 1) 気象

神奈川県は、北西部に丹沢や箱根の山地をひかえ、東と南が平野と海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖で雨量の多い太平洋側気候となっている。

対象事業実施区域に最も近い気象官署である横浜地方気象台（住所：横浜市中区山手町99番地）の過去10年間（平成15年～平成24年）の月別の平均気温、降水量、相対湿度、日照時間、平均風速を、表4-2-1-1及び図4-2-1-1に示す。また、対象事業実施区域及びその周囲<sup>(3)</sup>の地域気象観測所（アメダス）の位置を図4-2-1-2に、過去10年間（平成15年～平成24年）の観測結果を表4-2-1-2に示す。なお、当該地域気象観測所での観測データは降水量のみになっている。

横浜地方気象台の年平均気温は16.2℃で、8月が27.0℃と最も高く、1月が5.9℃と最も低くなっている。年間降水量は1,801.9mmで、10月が258.8mmと最も多く、1月が50.6mmと最も少なくなっている。年平均相対湿度は65%で、7月が76%と最も高く、1月が50%と最も低くなっている。年間日照時間は2,002.0時間で、8月が207.8時間と最も長く、6月が134.8時間と最も短くなっている。年平均風速は3.5m/sで、3月・4月が3.9m/sと最も強くなっている。

また、地域気象観測所の降水量の観測結果は横浜地方気象台と同様の傾向を示しており、10月が最も多く、1月が最も少なくなっている。

表 4-2-1-1 気象概況（横浜地方気象台 平成15年～平成24年）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (℃)	5.9	6.8	9.3	14.2	18.5	22.1	25.4	27.0	24.2	18.6	13.6	8.7	16.2
降水量 (mm)	50.6	85.7	146.5	152.5	194.3	165.3	149.7	161.7	214.9	258.8	132.5	89.5	1,801.9
相対湿度 (%)	50	55	57	63	68	75	76	74	73	70	64	55	65
日照時間 (h)	191.4	157.3	174.2	182.7	170.4	134.8	151.8	207.8	161.6	140.5	146.6	182.9	2,002.0
平均風速 (m/s)	3.5	3.7	3.9	3.9	3.5	3.2	3.3	3.3	3.4	3.3	3.1	3.4	3.5

注1. 年間は、降水量及び日照時間が各月の合計値、その他の項目は各月の平均値である。

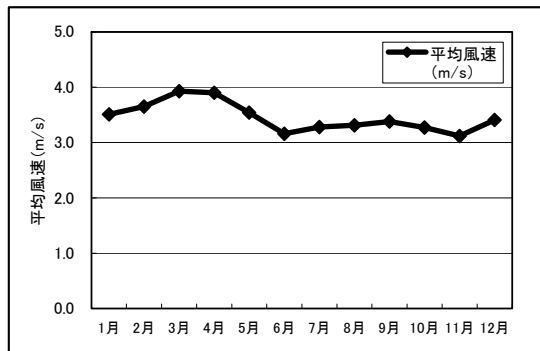
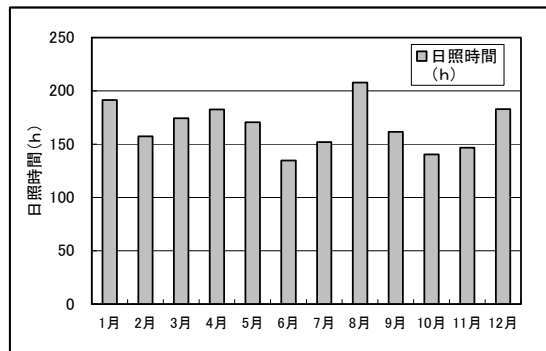
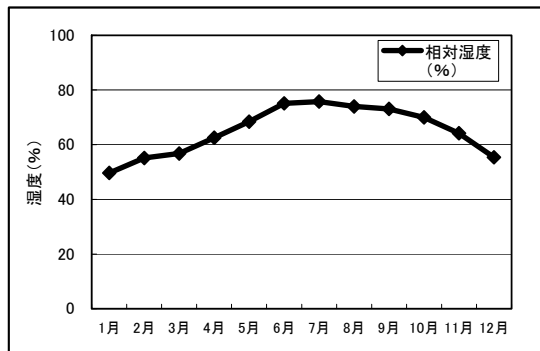
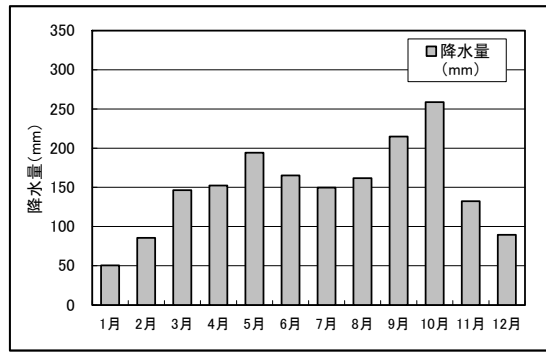
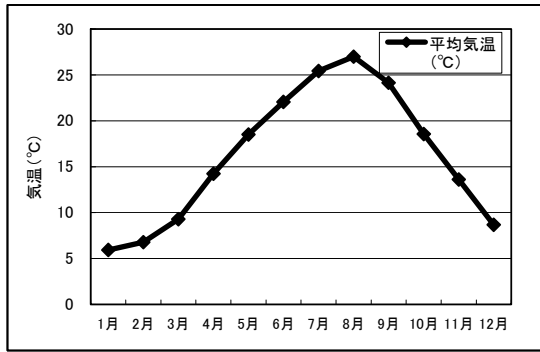
資料：「過去の気象データ検索」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-2 気象概況（地域気象観測所 平成15年～平成24年）

降水量 (mm)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
日吉	横浜市 港北区	50.9	78.3	122.8	136.0	181.9	136.7	131.2	173.1	191.9	252.9	122.6	85.9	1,663.9
相模原 中央	相模原市 中央区	55.5	81.9	116.9	146.0	196.5	165.0	185.1	207.1	241.7	266.6	109.4	90.9	1,862.3

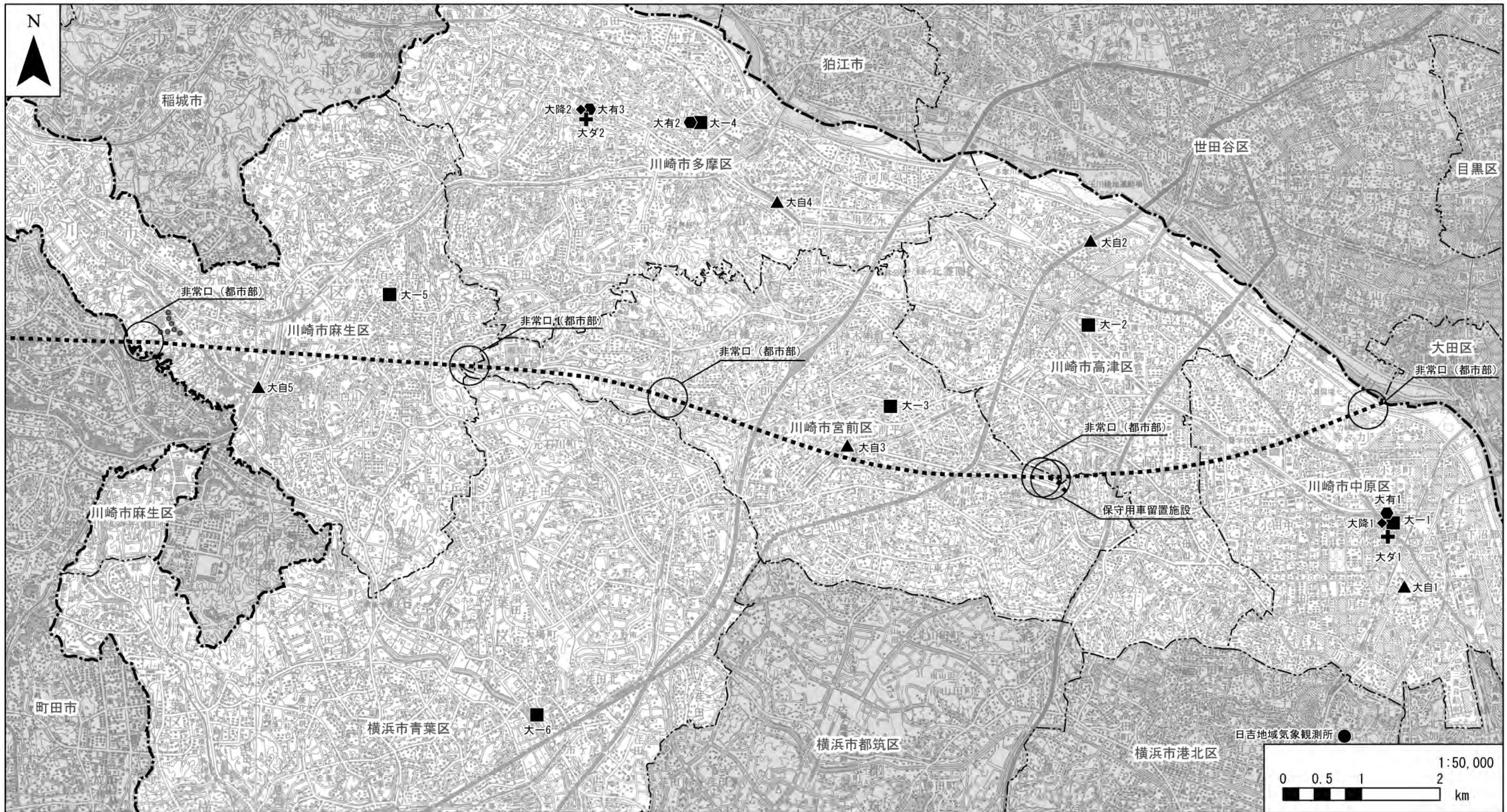
資料：「過去の気象データ検索」（平成25年6月現在、気象庁ホームページ）

<sup>(3)</sup> 「対象事業実施区域及びその周囲」：図面（5万分の1）の範囲内で、方法書に記載した対象事業実施区域に掛かる関係市町村が表示されている範囲。



資料：「過去の気象データ検索」 (平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ)

図 4-2-1-1 気象概況 (横浜地方気象台 平成 15 年～平成 24 年)



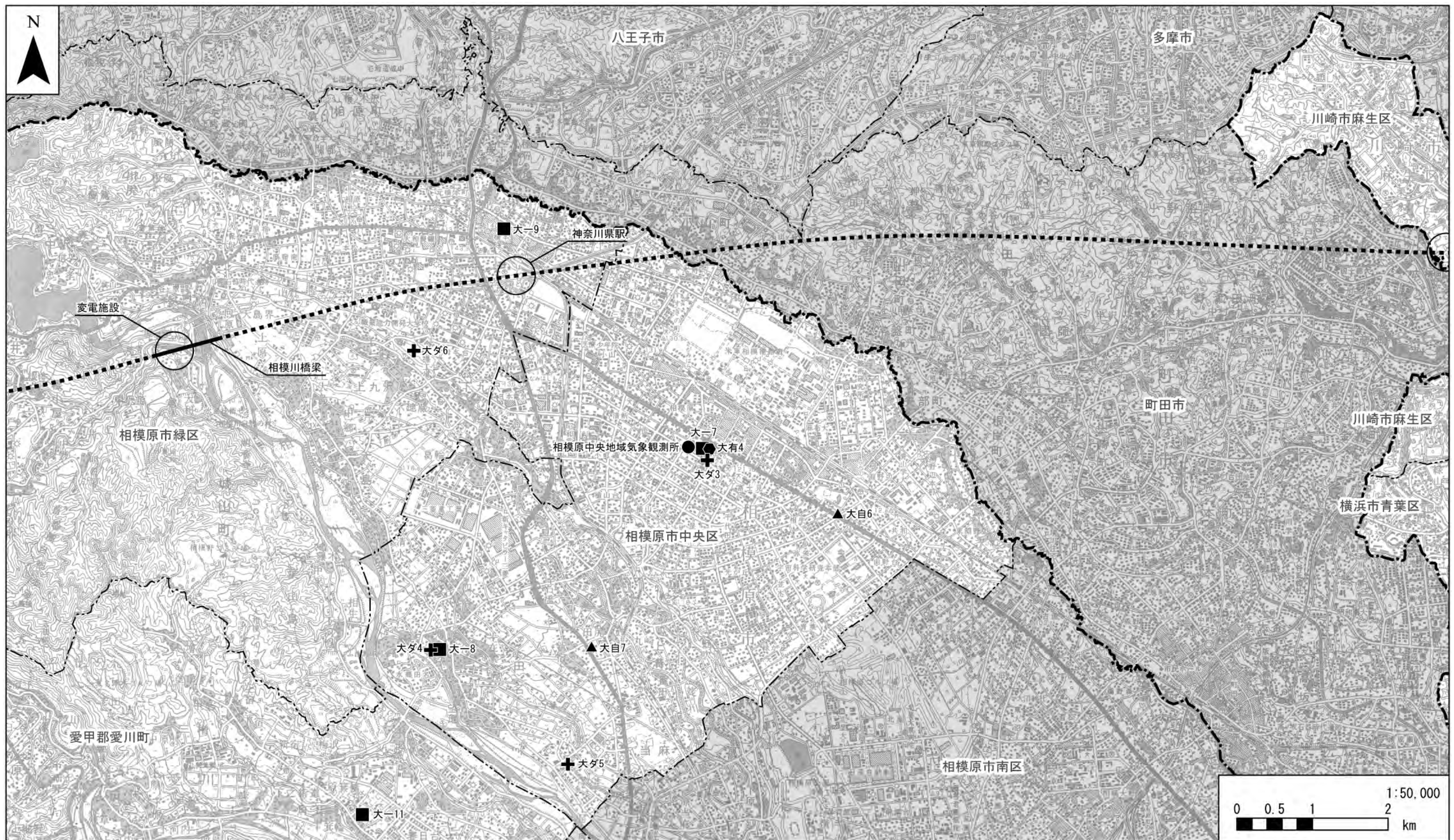
凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- ..... 工事用道路
- 都県境
- 市区町村境
- 地域気象観測所
- 一般環境大気測定局(大一)
- ▲ 自動車排出ガス測定局(大自)
- 有害大気汚染物質測定局(大有)
- ⊕ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ)
- ◆ 降下ばいじん測定局(大降)

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)  
 「平成23年版 日本の大気汚染状況」(平成24年11月、環境省水・大気環境局)

図4-2-1-2(1) 気象観測地点及び大気質測定地点図





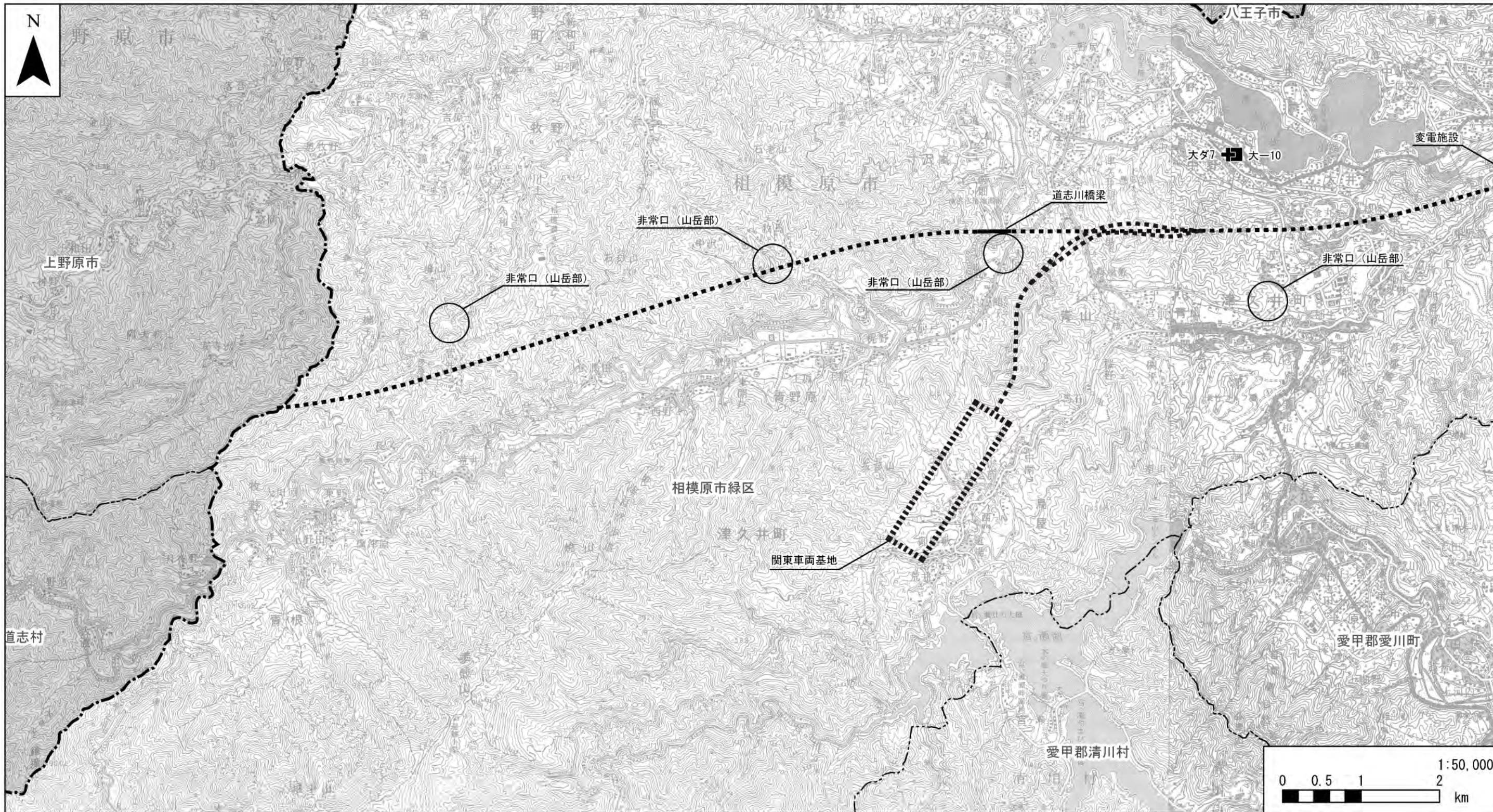
凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 都県境
- 市区町村境
- 地域気象観測所
- 一般環境大気測定局(大一)
- ▲ 自動車排出ガス測定局(大自)
- 有害大気汚染物質測定局(大有)
- ✚ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ)
- ◆ 降下ばいじん測定局(大降)

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)  
 「平成23年版 日本の大気汚染状況」(平成24年11月、環境省水・大気環境局)

図4-2-1-2(2) 気象観測地点及び大気質測定地点図





凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- - - 都県境
- - - 市区町村境
- 地域気象観測所
- 一般環境大気測定局(大一)
- ▲ 自動車排出ガス測定局(大自)
- 有害大気汚染物質測定局(大有)
- ⊕ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ)
- ◆ 降下ばいじん測定局(大降)
- ・ 関東車両基地は地上部で計画

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月、神奈川県環境科学センター)  
「平成23年版 日本の大気汚染状況」(平成24年11月、環境省水・大気環境局)

図4-2-1-2(3) 気象観測地点及び大気質測定地点図





## 2) 大気質

### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の大気質測定地点は、図 4-2-1-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の測定結果と経年変化を、表 4-2-1-3～表 4-2-1-8 及び図 4-2-1-3～図 4-2-1-7 に示す。

二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、過去 5 年間、全地点において環境基準の長期的評価を満たしている。二酸化窒素は、一般環境大気測定局（一般局）では全地点で環境基準の長期的評価を満たしているが、自動車排出ガス測定局（自排局）では一部の地点で長期的評価を満たしていない。光化学オキシダントは、過去 5 年間、全地点において環境基準を満たしていない。微小粒子状物質は、一般局及び自排局の一部において平成 22 年度以降測定が始まっているが、一般局の 1 地点を除き、環境基準を満たしていない。なお、短期的評価については、一酸化炭素及び二酸化硫黄は、過去 5 年間、全地点で短期的評価を満たしているが、浮遊粒子状物質は、一部の地点で短期的評価を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲の有害大気汚染物質の測定結果を、表 4-2-1-9 に示す。これによると、「一般環境」として測定地点が設けられている川崎市 3 地点、相模原市 1 地点について、全地点で環境基準が定められているベンゼン等 4 物質及び環境省指針値が定められている 8 物質は基準値を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類大気環境測定結果を、表 4-2-1-10 に示す。これによると、川崎市 2 地点、相模原市 5 地点で測定されており、全地点で環境基準を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲の降下ばいじんの測定結果を、表 4-2-1-11 に示す。これによると、川崎市 2 地点で測定されており、2～4t/km<sup>2</sup>/月程度となっている。なお、降下ばいじんについては、国等が定める基準等はない。

表 4-2-1-3 二酸化硫黄の測定結果

(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大一1	一般環境大気測定局	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001
					日平均値	0.009	0.007	0.007	0.005	0.004
					適合状況	○	○	○	○	○
大一2			高津区	高津区生活文化会館	年平均値	0.004	0.003	0.004	0.002	0.003
					日平均値	0.008	0.006	0.007	0.005	0.005
					適合状況	○	○	○	○	○
大一3			宮前区	宮前平小学校	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
					日平均値	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
					適合状況	○	○	○	○	○
大一4			多摩区	登戸小学校	年平均値	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001
					日平均値	0.007	0.007	0.007	0.002	0.002
	適合状況	○			○	○	○	○		
大一5	麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	0.004	0.003	0.004	0.002	0.001		
			日平均値	0.006	0.006	0.007	0.004	0.003		
			適合状況	○	○	○	○	○		
大一6	横浜市	青葉区	青葉区総合庁舎	年平均値	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	
				日平均値	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大一7	相模原市	中央区	相模原市役所	年平均値	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	
				日平均値	0.007	0.005	0.005	0.005	0.004	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大一8		中央区	相模原市田名	年平均値	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	
				日平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大一9		緑区	相模原市橋本	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
				日平均値	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大一10		緑区	相模原市津久井	年平均値	(0.001)	0.000	0.000	0.001	0.000	
				日平均値	(0.002)	0.002	0.002	0.002	0.001	
	適合状況			-	○	○	○	○		
大一11	愛川町	愛川町角田	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
			日平均値	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002		
			適合状況	○	○	○	○	○		

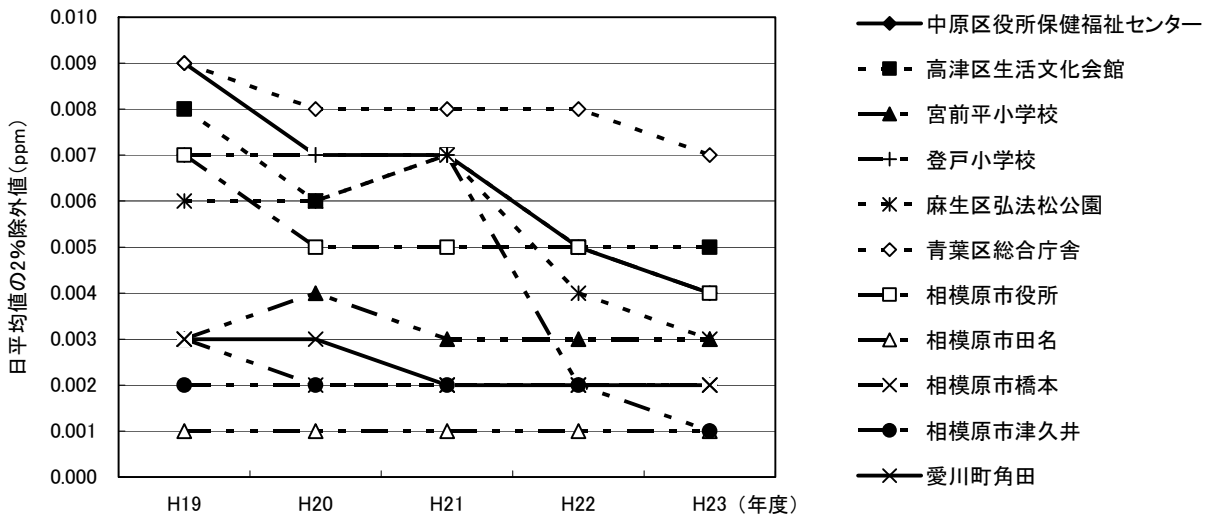
注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

注3. ( ) 内数値は、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定値を示す。

資料：「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

一般環境大気測定局



資料：「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 4-2-1-3 二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 4-2-1-4 二酸化窒素の測定結果

(単位：ppm)

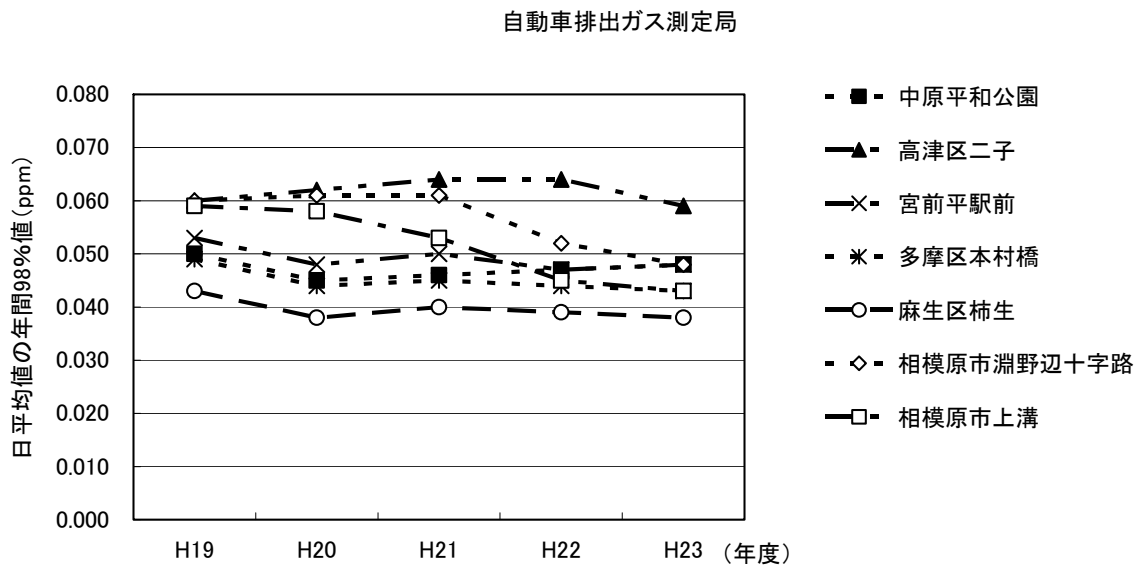
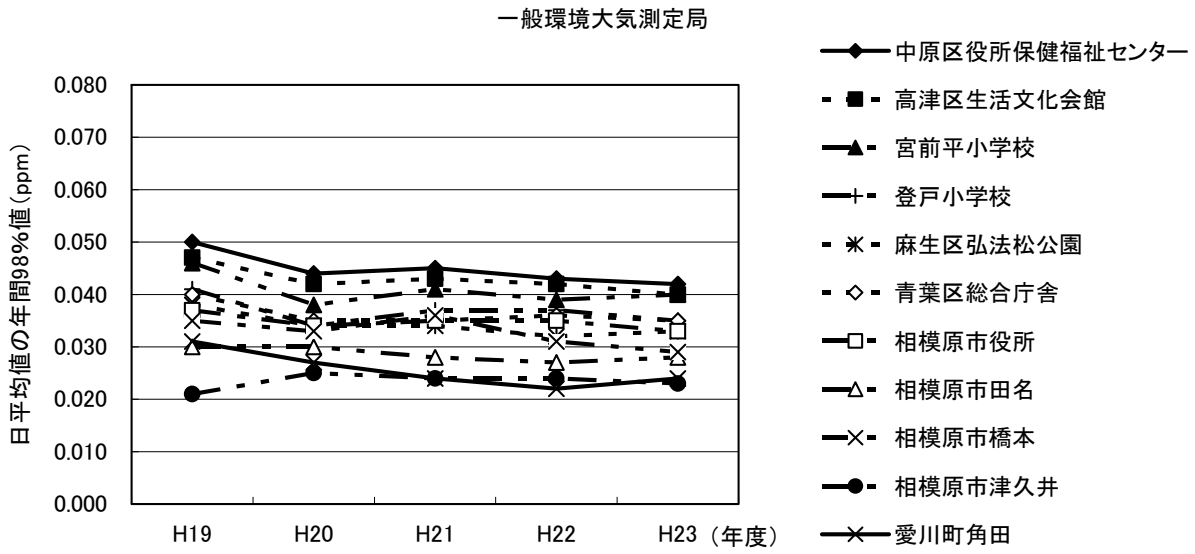
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大一1	一般環境大気測定局	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.024	0.024	0.023	0.021	0.021
					日平均値	0.050	0.044	0.045	0.043	0.042
					適合状況	○	○	○	○	○
大一2			高津区	高津区生活文化会館	年平均値	0.024	0.023	0.023	0.021	0.021
					日平均値	0.047	0.042	0.043	0.042	0.040
					適合状況	○	○	○	○	○
大一3			宮前区	宮前平小学校	年平均値	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020
					日平均値	0.046	0.038	0.041	0.039	0.040
					適合状況	○	○	○	○	○
大一4			多摩区	登戸小学校	年平均値	0.020	0.019	0.019	0.018	0.017
					日平均値	0.041	0.034	0.037	0.037	0.035
	適合状況	○			○	○	○	○		
大一5	麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	0.019	0.018	0.017	0.015	0.015		
			日平均値	0.038	0.034	0.034	0.032	0.033		
			適合状況	○	○	○	○	○		
大一6	横浜市	青葉区	青葉区総合庁舎	年平均値	0.022	0.021	0.020	0.020	0.018	
				日平均値	0.040	0.035	0.035	0.036	0.035	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大一7	相模原市	中央区	相模原市役所	年平均値	0.021	0.016	0.020	0.019	0.018	
				日平均値	0.037	0.034	0.035	0.035	0.033	
				適合状況	○	○	○	○	○	
相模原市田名			年平均値	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014		
			日平均値	0.030	0.030	0.028	0.027	0.028		
			適合状況	○	○	○	○	○		
大一9		緑区	相模原市橋本	年平均値	0.022	0.020	0.020	0.019	0.016	
				日平均値	0.035	0.033	0.036	0.031	0.029	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大一10		相模原市津久井	年平均値	(0.016)	0.013	0.013	0.012	0.012		
	日平均値		(0.021)	0.025	0.024	0.024	0.023			
	適合状況		-	○	○	○	○			
大一11	愛川町	愛川町角田	年平均値	0.014	0.012	0.011	0.010	0.010		
			日平均値	0.031	0.027	0.024	0.022	0.024		
			適合状況	○	○	○	○	○		
大自1	自動車排出ガス測定局	中原区	中原平和公園	年平均値	0.028	0.026	0.024	0.024	0.024	
				日平均値	0.050	0.045	0.046	0.047	0.048	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大自2		高津区	高津区二子	年平均値	0.042	0.042	0.043	0.043	0.037	
				日平均値	0.060	0.062	0.064	0.064	0.059	
				適合状況	○	×	×	×	○	
大自3		宮前区	宮前平駅前	年平均値	0.032	0.030	0.030	0.028	0.028	
				日平均値	0.053	0.048	0.050	0.047	0.048	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大自4		多摩区	多摩区本村橋	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.027	0.025	
				日平均値	0.049	0.044	0.045	0.044	0.043	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大自5		麻生区	麻生区柿生	年平均値	0.028	0.025	0.025	0.024	0.023	
				日平均値	0.043	0.038	0.040	0.039	0.038	
	適合状況			○	○	○	○	○		
大自6	相模原市	中央区	相模原市淵野辺十字路	年平均値	0.041	0.039	0.036	0.034	0.031	
				日平均値	0.060	0.061	0.061	0.052	0.048	
				適合状況	○	×	×	○	○	
大自7		相模原市上溝	年平均値	0.036	0.034	0.030	0.029	0.027		
			日平均値	0.059	0.058	0.053	0.045	0.043		
			適合状況	○	○	○	○	○		

注1. 日平均値は、日平均値の年間98%値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

注3. ( ) 内数値は、年間における測定時間が6,000時間を満たさない測定値を示す。

資料：「平成23年度 神奈川の大气汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）



資料：「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 4-2-1-4 二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-5 一酸化炭素の測定結果

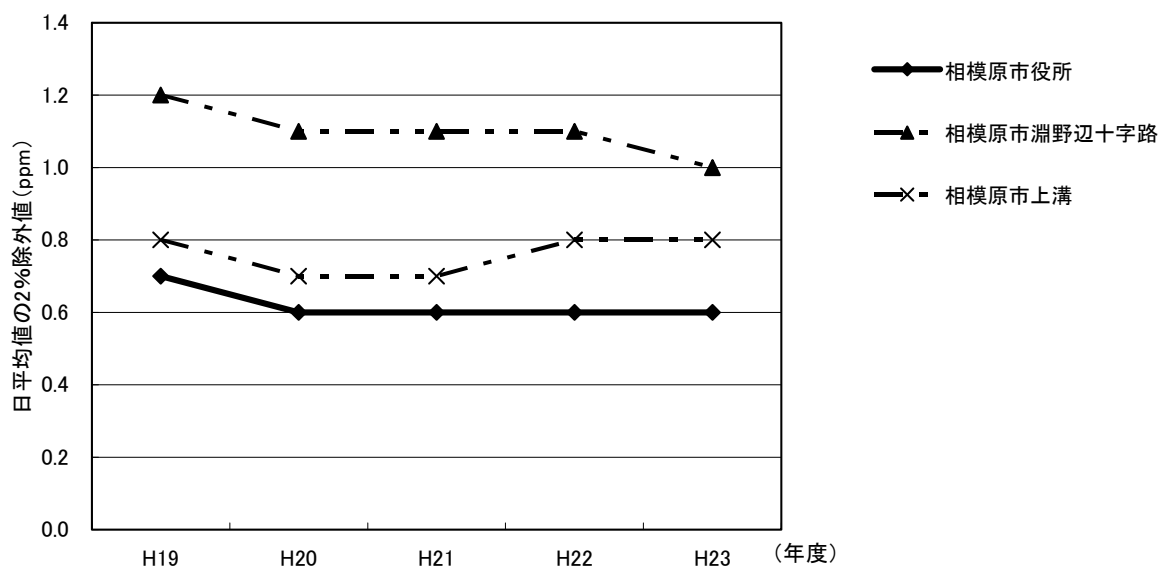
(単位：ppm)

No.	区分	地域		測定局名	項目	測定年度				
						H19	H20	H21	H22	H23
大一7	一般環境大気測定局	相模原市	中央区	相模原市役所	年平均値	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
					日平均値	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
					適合状況	○	○	○	○	○
大自6	自動車排出ガス測定局	相模原市	中央区	相模原市淵野辺十 字路	年平均値	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
					日平均値	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
					適合状況	○	○	○	○	○
大自7	自動車排出ガス測定局	相模原市	中央区	相模原市上溝	年平均値	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6
					日平均値	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8
					適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「平成 23 年度 神奈川の大気汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）



資料：「平成 23 年度 神奈川の大気汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 4-2-1-5 一酸化炭素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-6 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

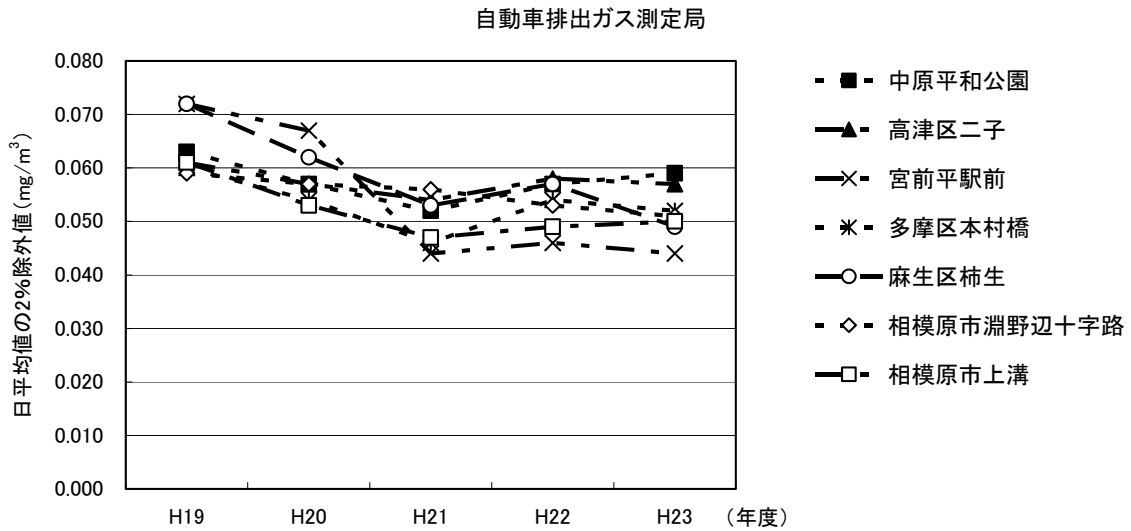
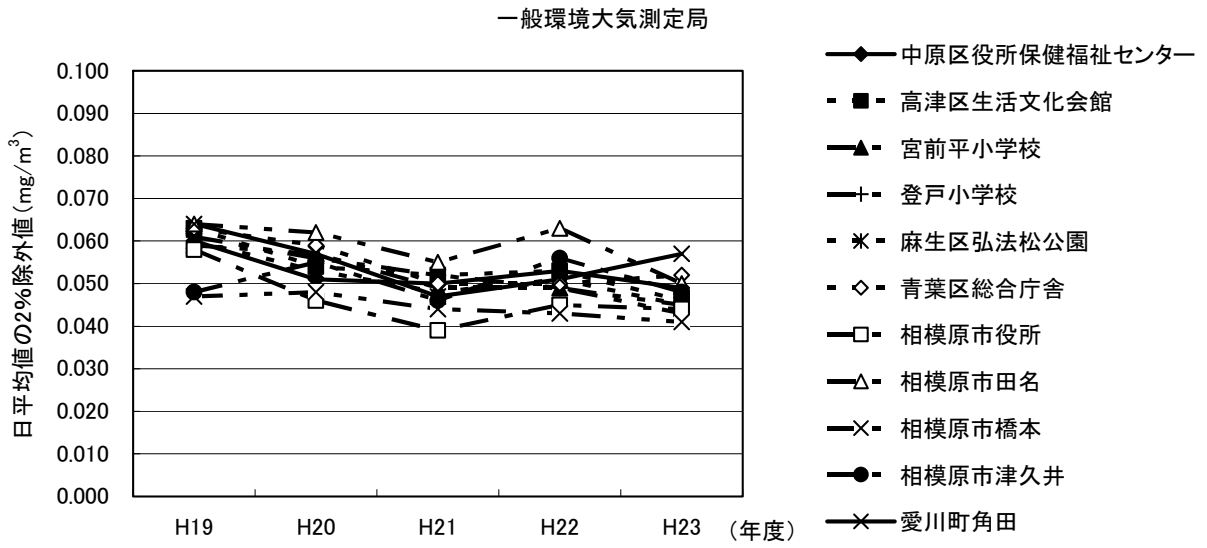
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大一1	一般環境 大気測定局	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.026	0.023	0.023	0.022	0.021
					日平均値	0.060	0.051	0.050	0.053	0.049
					適合状況	○	○	○	○	○
大一2			高津区	高津区生活文化会館	年平均値	0.026	0.025	0.023	0.023	0.021
					日平均値	0.063	0.054	0.052	0.053	0.046
					適合状況	○	○	○	○	○
大一3			宮前区	宮前平小学校	年平均値	0.023	0.023	0.021	0.018	0.017
					日平均値	0.059	0.057	0.049	0.049	0.045
					適合状況	○	○	○	○	○
大一4			多摩区	登戸小学校	年平均値	0.024	0.024	0.021	0.019	0.018
					日平均値	0.061	0.056	0.052	0.049	0.043
					適合状況	○	○	○	○	○
大一5			麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	0.025	0.023	0.022	0.019	0.018
					日平均値	0.060	0.053	0.048	0.051	0.045
					適合状況	○	○	○	○	○
大一6	横浜市	青葉区	青葉区総合庁舎	年平均値	0.027	0.026	0.024	0.023	0.024	
				日平均値	0.063	0.059	0.050	0.050	0.052	
				適合状況	○	○	○	○	○	
大一7	相模原市	中央区	相模原市役所	年平均値	0.023	0.021	0.020	0.020	0.019	
				日平均値	0.058	0.046	0.039	0.045	0.044	
				適合状況	○	○	○	○	○	
相模原市田名			年平均値	0.029	0.029	0.030	0.031	0.021		
			日平均値	0.064	0.062	0.055	0.063	0.050		
			適合状況	○	○	○	○	○		
緑区		相模原市橋本	年平均値	0.018	0.022	0.019	0.017	0.015		
			日平均値	0.047	0.048	0.044	0.043	0.041		
			適合状況	○	○	○	○	○		
大一10		相模原市津久井	年平均値	(0.026)	0.021	0.020	0.020	0.017		
			日平均値	(0.048)	0.055	0.046	0.056	0.048		
			適合状況	-	○	○	○	○		
大一11	愛川町	愛川町角田	年平均値	0.031	0.029	0.024	0.024	0.027		
			日平均値	0.064	0.057	0.047	0.051	0.057		
			適合状況	○	○	○	○	○		
大自1	自動車 排出ガス測定局	川崎市	中原区	中原平和公園	年平均値	0.027	0.025	0.023	0.023	0.024
					日平均値	0.063	0.057	0.052	0.057	0.059
					適合状況	○	○	○	○	○
大自2			高津区	高津区二子	年平均値	0.029	0.028	0.027	0.025	0.027
					日平均値	0.061	0.057	0.054	0.058	0.057
					適合状況	○	○	○	○	○
大自3			宮前区	宮前平駅前	年平均値	0.030	0.027	0.019	0.020	0.020
					日平均値	0.072	0.067	0.044	0.046	0.044
					適合状況	○	○	○	○	○
大自4			多摩区	多摩区本村橋	年平均値	0.026	0.024	0.021	0.022	0.023
					日平均値	0.060	0.054	0.046	0.054	0.052
					適合状況	○	○	○	○	○
大自5			麻生区	麻生区柿生	年平均値	0.027	0.025	0.023	0.021	0.020
					日平均値	0.072	0.062	0.053	0.057	0.049
					適合状況	○	○	○	○	○
大自6	相模原市	中央区	相模原市淵野辺十字路	年平均値	0.024	0.026	0.025	0.024	0.022	
				日平均値	0.059	0.057	0.056	0.053	0.051	
				適合状況	○	○	○	○	○	
相模原市上溝			年平均値	0.029	0.025	0.024	0.023	0.022		
			日平均値	0.061	0.053	0.047	0.049	0.050		
			適合状況	○	○	○	○	○		

注1. 日平均値は、日平均値の2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しないこと。

注3. ( ) 内数値は、年間における測定時間が6,000時間を満たさない測定値を示す。

資料：「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）



資料：「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 4-2-1-6 浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

表 4-2-1-7 光化学オキシダントの測定結果

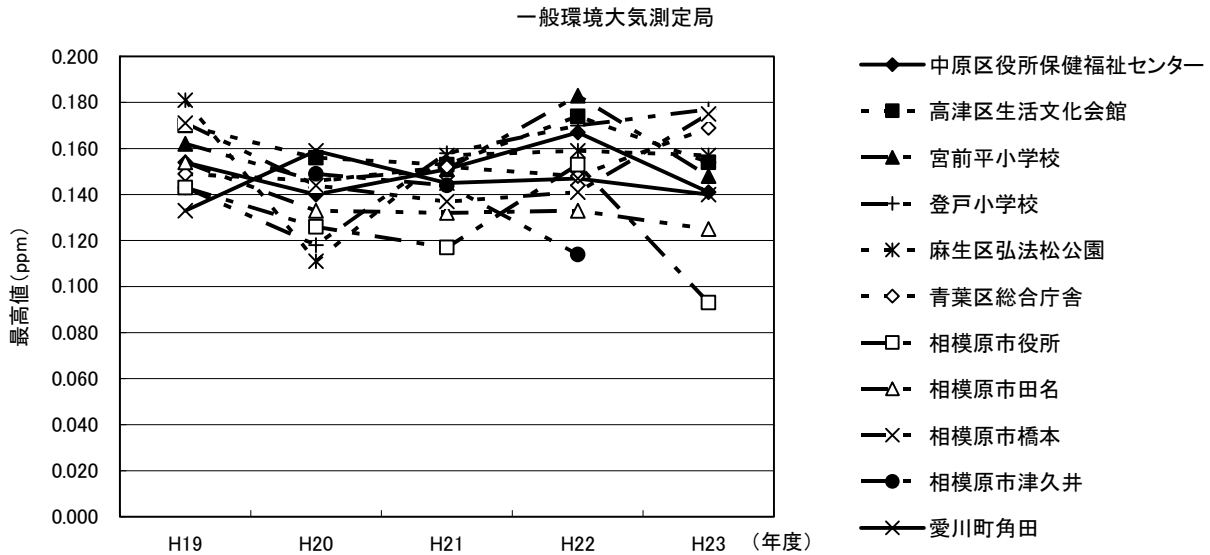
(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般環境大気測定局	川崎市	中原区 中原区役所保健福祉センター	年平均値	0.028	0.028	0.027	0.030	0.028
				最高値	0.154	0.140	0.151	0.167	0.141
				適合状況	×	×	×	×	×
大-2			高津区 高津区生活文化会館	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.031	0.028
				最高値	0.170	0.156	0.153	0.174	0.154
				適合状況	×	×	×	×	×
大-3			宮前区 宮前平小学校	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.032	0.029
				最高値	0.162	0.146	0.151	0.183	0.148
				適合状況	×	×	×	×	×
大-4			多摩区 登戸小学校	年平均値	0.029	0.027	0.031	0.033	0.031
				最高値	0.143	0.118	0.158	0.170	0.177
	適合状況	×		×	×	×	×		
大-5	麻生区 麻生区弘法松公園	年平均値	0.029	0.029	0.031	0.033	0.031		
		最高値	0.181	0.111	0.157	0.159	0.157		
		適合状況	×	×	×	×	×		
大-6	横浜市	青葉区 青葉区総合庁舎	年平均値	0.024	0.026	0.027	0.027	0.026	
			最高値	0.149	0.146	0.152	0.148	0.169	
			適合状況	×	×	×	×	×	
大-7		相模原市	中央区 相模原市役所	年平均値	0.025	0.027	0.024	0.031	0.023
				最高値	0.143	0.126	0.117	0.153	0.093
				適合状況	×	×	×	×	×
大-8			中央区 相模原市田名	年平均値	0.024	0.024	0.026	0.026	0.020
				最高値	0.154	0.133	0.132	0.133	0.125
				適合状況	×	×	×	×	×
大-9		緑区 相模原市橋本	年平均値	0.027	0.028	0.028	0.030	0.026	
			最高値	0.171	0.144	0.137	0.141	0.175	
	適合状況		×	×	×	×	×		
大-10	相模原市津久井	年平均値	-	0.026	0.030	0.029	-		
		最高値	-	0.149	0.144	0.114	-		
		適合状況	-	×	×	×	-		
大-11	愛川町 愛川町角田	年平均値	0.030	0.032	0.030	0.032	0.026		
		最高値	0.133	0.159	0.145	0.147	0.140		
		適合状況	×	×	×	×	×		

注1. 最高値は、1時間値の最高値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成 19 年度 神奈川の大气汚染」（平成 21 年 2 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 20 年度 神奈川の大气汚染」（平成 21 年 12 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 21 年度 神奈川の大气汚染」（平成 22 年 12 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 22 年度 神奈川の大气汚染」（平成 23 年 12 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）



資料：「平成 19 年度 神奈川の大气汚染」（平成 21 年 2 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 20 年度 神奈川の大气汚染」（平成 21 年 12 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 21 年度 神奈川の大气汚染」（平成 22 年 12 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 22 年度 神奈川の大气汚染」（平成 23 年 12 月、神奈川県環境科学センター）  
 「平成 23 年度 神奈川の大气汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 4-2-1-7 光化学オキシダントの 1 時間最高値の経年変化



表 4-2-1-8 微小粒子状物質の測定結果

(単位：μg/m<sup>3</sup>)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度					
					H19	H20	H21	H22	H23	
大一2	一般環境大気測定局	川崎市	高津区	高津区生活文化会館	年平均値	—	—	—	15.1	14.6
					日平均値	—	—	—	36.2	36.4
					適合状況	—	—	—	×	×
大一5			麻生区	麻生区弘法松公園	年平均値	—	—	—	—	13.2
					日平均値	—	—	—	—	34.6
					適合状況	—	—	—	—	○
大自2	自動車排出ガス測定局	川崎市	高津区	高津区二子	年平均値	—	—	—	18.3	16.3
					日平均値	—	—	—	42.7	37.5
					適合状況	—	—	—	×	×
大自3			宮前区	宮前平駅前	年平均値	—	—	—	—	14.6
					日平均値	—	—	—	—	36.7
					適合状況	—	—	—	—	×

注1. 日平均値は、日平均値の98%値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが35μg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

表 4-2-1-9 有害大気汚染物質の測定結果（平成23年度）

(単位：μg/m<sup>3</sup>)

No.	大有1		大有2		大有3		大有4		環境基準値等	
市町村名	川崎市						相模原市			
地域	中原区		多摩区				中央区			
測定地点	中原区役所保健福祉センター		登戸小学校	生田浄水場		相模原市役所				
地域分類	一般環境		一般環境	一般環境		一般環境				
ベンゼン	1.3	○	1.3	○	—	1.8	○	3	①	
トリクロロエチレン	0.97	○	1.1	○	—	0.90	○	200	①	
テトラクロロエチレン	0.42	○	0.66	○	—	0.51	○	200	①	
ジクロロメタン	1.6	○	1.7	○	—	1.7	○	150	①	
アクリロニトリル	0.14	○	0.12	○	—	0.050	○	2.0	②	
塩化ビニルモノマー	0.026	○	0.018	○	—	0.0076	○	10	②	
水銀及びその化合物	0.0024	○	0.0023	○	—	0.0031	○	0.04	②	
ニッケル化合物	0.0049	○	—	—	0.0033	○	0.0022	○	0.025	②
クロロホルム	0.2	○	0.18	○	—	0.17	○	18	②	
1,2-ジクロロエタン	0.12	○	0.14	○	—	0.11	○	1.6	②	
1,3-ブタジエン	0.12	○	0.14	○	—	0.16	○	2.5	②	
ヒ素及びその化合物	0.0006	○	—	—	0.00054	○	0.00048	○	0.006	②
アセトアルデヒド	3.0	○	2.3	○	—	2.3	○	5	③	
ホルムアルデヒド	3.2	×	1.9	×	—	2.8	×	0.8	③	
ベリリウム及びその化合物	0.000019	○	—	—	0.000016	○	0.000032	○	0.0042	③
マンガン及びその化合物	0.033	○	—	—	0.031	○	0.018	○	0.15	④
クロム及びその化合物	0.0050	×	—	—	0.0050	×	0.0047	×	0.00083	③
ベンゾ[a]ピレン	0.00025	×	—	—	0.00022	×	0.00014	×	0.00011	④
酸化エチレン	0.14	—	0.10	—	—	—	0.057	—	—	

注1. 地域分類は、「一般環境」：通常、人が居住する地域で、固定発生源等の直接の影響を受けない地域

「固定発生源周辺」：通常、人が居住する地域で、工場等の固定発生源の影響を受ける地域

「沿道」：通常、人が居住する地域で、自動車排出ガスの影響を受ける地域

注2. 環境基準値等は以下のとおり。

①：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日、環境省告示第4号）に定める環境基準値

②：有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

③：米国環境保護庁（EPA）発ガン性10<sup>-5</sup>リスク濃度

（クロム及びその化合物の欄の参考値は、六価クロム化合物としての発ガン性10<sup>-5</sup>リスク濃度）

④：WHO欧州地域事務局ガイドライン値（1996）

資料：「平成23年度 神奈川の大気汚染」（平成25年1月、神奈川県環境科学センター）

表 4-2-1-10 ダイオキシン類大気環境測定結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

No.	地域		測定地点	5 月	8 月	11 月	1 月	平均値	環境基準
大ダ 1	川崎市	中原区	中原区役所保健福祉センター	0.018	0.016	0.033	0.029	0.024	0.6
大ダ 2		多摩区	生田浄水場	0.016	0.017	0.031	0.023	0.022	
大ダ 3	相模原市	中央区	相模原市役所	-	0.022	-	0.023	0.022	
大ダ 4			田名こどもセンター	-	0.016	-	0.021	0.018	
大ダ 5			しおだせせらぎ公園	-	0.022	-	0.021	0.022	
大ダ 6	相模原市	緑区	相模原北公園	-	0.032	-	0.025	0.028	
大ダ 7			津久井総合事務所	-	0.024	-	0.015	0.020	

資料：「平成 23 年度 神奈川の大気汚染」（平成 25 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

表 4-2-1-11 降下ばいじんの測定結果

（単位：t/km<sup>2</sup>/月）

No.	地域		測定地点	年平均値				
				18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
大降 1	川崎市	中原区	小杉町	3.0	2.8	2.4	2.1	2.8
大降 2		多摩区	生田	3.1	3.0	3.9	-	-

資料：「平成 23 年版 日本の大気汚染状況」（平成 24 年 11 月、環境省水・大気環境局）

## イ. 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準を、表 4-2-1-12～表 4-2-1-14 に示す。

また、大気汚染防止法に基づく排出基準（ボイラー）を、表 4-2-1-15 に示す。

**表 4-2-1-12 大気汚染に係る環境基準**

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)  
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)  
 (平成 21 年環境省告示第 33 号)  
 (昭和 48 年環大企第 143 号)  
 (平成 21 年環水大総発第 090909001 号)

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値（年間 2%除外値）が 0.04ppm 以下であることただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	年間 2%除外値が 10ppm 以下であることただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	年間 2%除外値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	—	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98%に相当する値（年間 98%値）が 0.06ppm 以下であること
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する	—
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること	—	長期基準は、測定結果の 1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。短期基準は、測定結果の 1 日平均値のうち、98 パーセントイル値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること

### 備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4-2-1-13 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

(平成9年環境省告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 4-2-1-14 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

(平成11年環境省告示第68号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

表 4-2-1-15 大気汚染防止法に基づく排出基準（ボイラー）

(大気汚染防止法施行規則)

物質名	規制の方式と概要
硫黄酸化物	排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じた排出基準 $\text{許容排出量 (Nm}^3\text{/h)} = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$ 一般排出基準 : $K=3.0 \sim 17.5$ 特別排出基準 : $K=1.17 \sim 2.34$
ばいじん	規模ごとの排出基準 一般排出基準 : $0.05 \sim 0.30\text{g/m}^3$ 特別排出基準 : $0.03 \sim 0.20\text{g/m}^3$
窒素酸化物	規模ごとの排出基準 $60 \sim 350\text{ppm}$

#### ウ. 大気環境の規制地域等の指定状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、ばい煙発生施設に係る窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) 総量規制指定地域及び硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) 総量規制指定区域は川崎市及び横浜市の全域が、自動車 NO<sub>x</sub> (窒素酸化物) ・PM (粒子状物質) 法に係る対策地域は川崎市及び横浜市の全域、相模原市の一部 (旧相模原市及び旧城山町) 及び愛川町が該当する。

## エ. 苦情

神奈川県<sup>(4)</sup>の大気汚染に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-16 に示す。

苦情件数は 1,038 件であり、「個人（会社・事業所以外）」に起因するものが 431 件と最も多く、次いで「建設業」が 181 件、「農業」が 116 件となっている。

表 4-2-1-16 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	116
林業	3
漁業	0
鉱業	0
建設業	181
製造業	47
電気・ガス・熱供給・水道業	2
情報通信業	1
運輸業	9
卸売・小売業	9
金融・保険業	0
不動産業	2
飲食店、宿泊業	6
医療、福祉	3
教育、学習支援業	3
複合サービス事業	21
サービス業（他に分類されないもの）	72
公務（他に分類されないもの）	4
分類不能の産業	6
個人（会社・事業所以外）	431
その他（会社・事業所以外）	17
不明（会社・事業所以外）	105
合 計	1,038

資料：「政府統計の総合窓口 平成 23 年度公害苦情調査」

（平成 25 年 6 月現在、独立行政法人統計センターホームページ）

<sup>(4)</sup> 県全域のデータであり、地域特性の調査対象範囲は方法書と同様とした。

### 3) 騒音

対象事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点を、  
図 4-2-1-8 に示す。

#### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音に関する測定結果を、表 4-2-1-17 に示す。  
昼夜共に環境基準を満たしていたのは2地点で、その他は環境基準を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道騒音に関する測定結果を、表 4-2-1-18 に示す。  
新幹線鉄道騒音の測定地点として中原区の4地点が設けられており、測定結果は環境基準  
を満たしている。なお、在来鉄道についても、測定地点が設けられているが、環境基準等  
の評価基準は定められていない。

対象事業実施区域及びその周囲の航空機騒音に関する測定結果を、表 4-2-1-19 に示す。  
3地点で測定が行われているが、いずれも航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる  
地域に該当しない。

なお、愛川町、清川村では対象事業実施区域及びその周囲において自動車騒音、鉄道騒  
音及び航空機騒音の測定地点は存在しない。

表 4-2-1-17 自動車騒音の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定場所	道路名称	用途地域	等価騒音 レベル (dB)		環境基準値 (dB)				
						昼間	夜間	昼間	夜間			
騒自 1	川崎市	高津区	高津区役所建設 センター (溝口 5-15-7)	一般国道 246 号	準工業 地域	<u>78</u>	<u>77</u>	70	65			
騒自 2			高津区野川 3885	丸子中山茅ヶ崎 線 (中原街道)	第一種住 居地域	<u>72</u>	<u>69</u>					
騒自 3		宮前区	宮前区野川 544	丸子中山茅ヶ崎 線 (中原街道)	近隣商業 地域	69	<u>66</u>					
騒自 4			宮前平駅前測定 所 (土橋 2-1-1)	野川菅生線	近隣商業 地域	<u>73</u>	<u>69</u>					
騒自 5		多摩区	多摩区登戸 1613	世田谷町田線 (津久井道)	近隣商業 地域	67	63					
騒自 6			多摩区长尾 7-2	川崎府中線 (府 中街道、旧道)	第一種住 居地域	67	63					
騒自 7		相模原 市	中央区	淵野辺十字路測 定局	一般国道 16 号	—	<u>71</u>			<u>71</u>	70	65
騒自 8				上溝測定局	一般国道 129 号	—	<u>74</u>			<u>73</u>		

注1. 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から午前6時まで

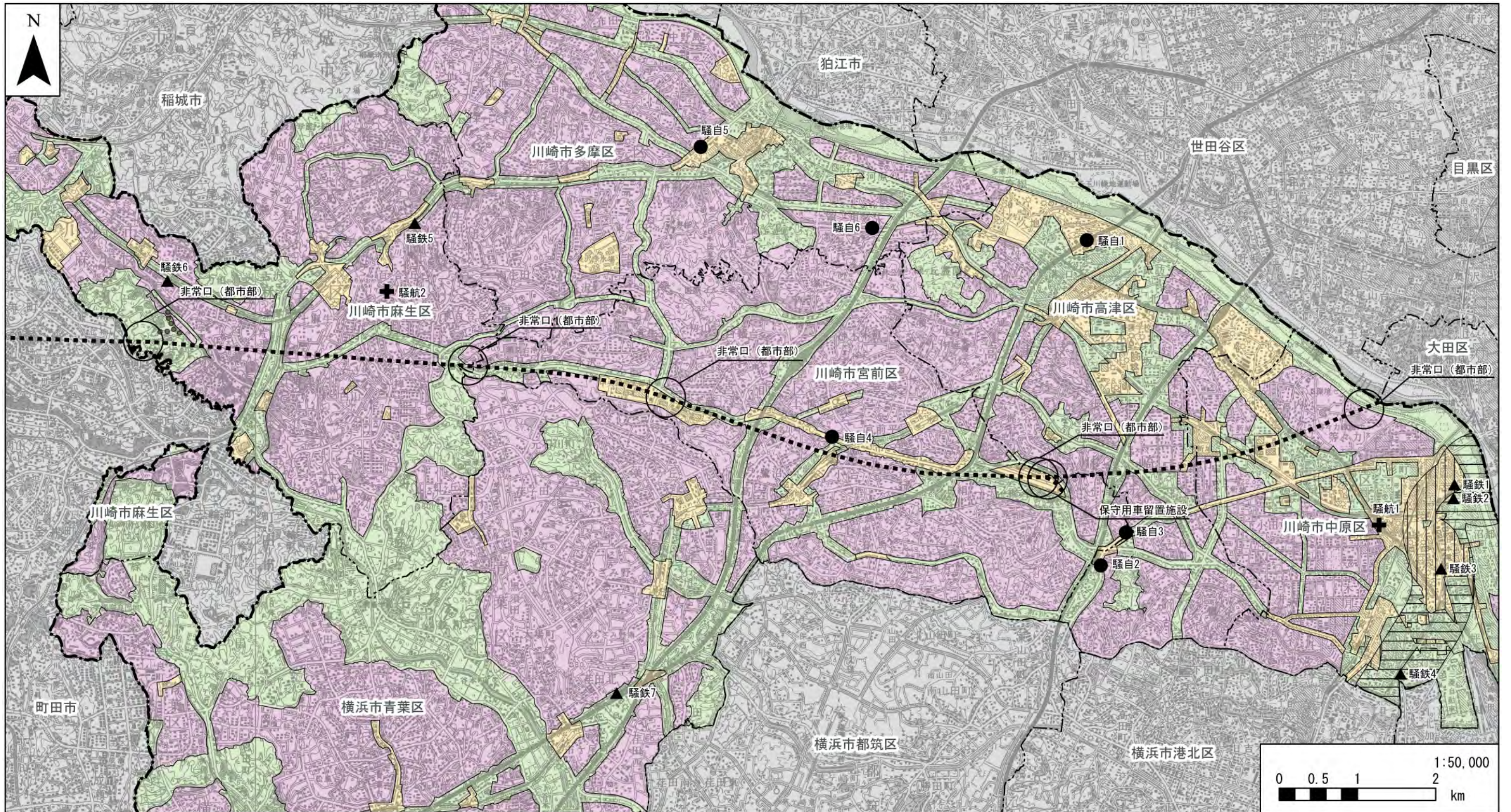
注2. 下線は環境基準に適合していないことを示す。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要—公害編—」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

「平成 24 年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」

(平成 24 年 12 月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)



凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 工事用道路
- 都県境
- 市区町村境

騒音に係る環境基準の  
類型指定

- A類型
- B類型
- C類型

新幹線鉄道騒音に係る  
環境基準の類型指定

- I 類型
- II 類型

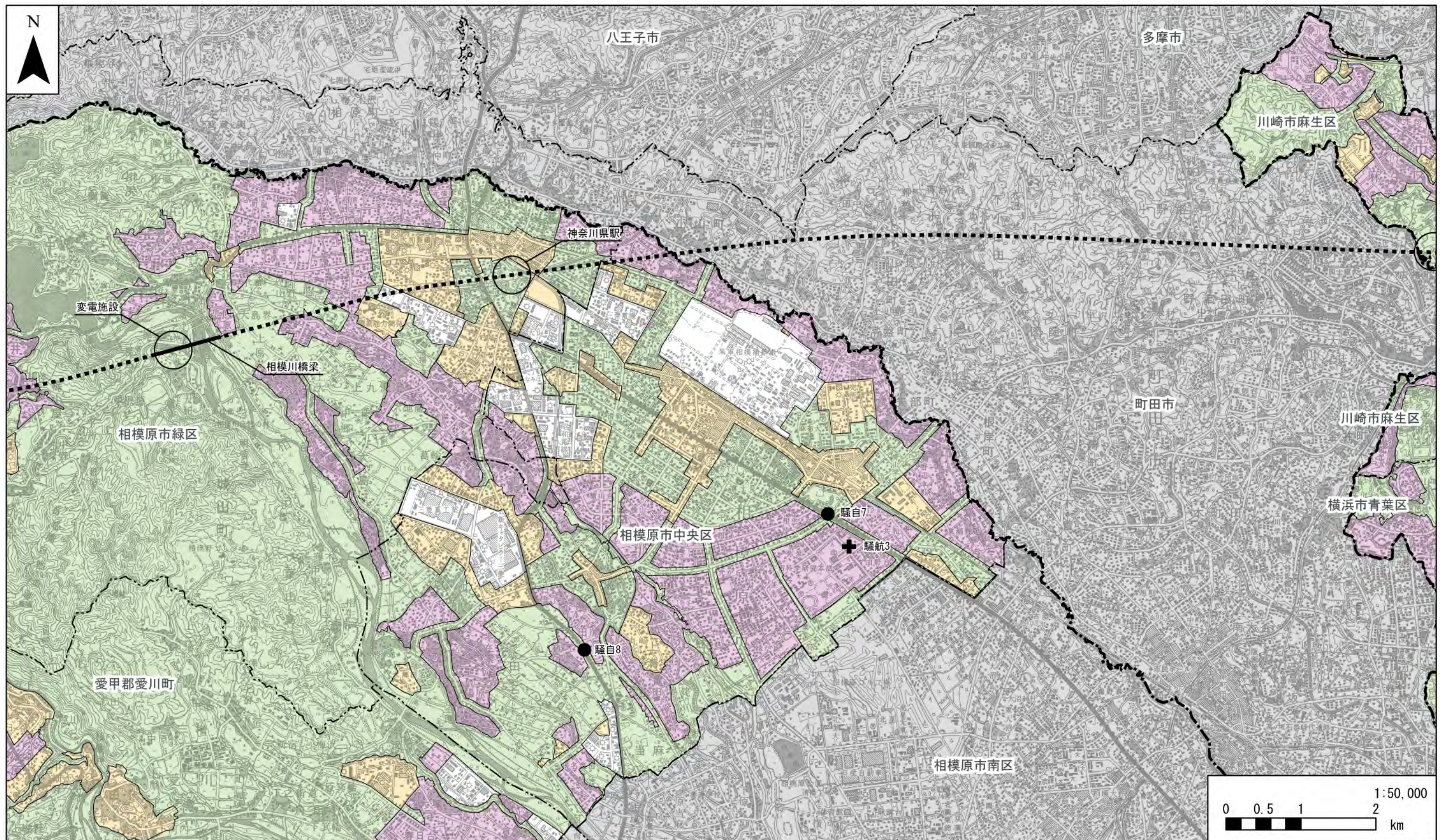
- 自動車騒音測定地点(騒自)
- ▲ 鉄道騒音測定地点(騒鉄)
- ✚ 航空機騒音測定地点(騒航)

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」  
 (平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)  
 「横浜の環境 平成24年版 横浜市環境管理計画年次報告書」  
 (平成24年12月、横浜市環境創造局政策調整部政策課)  
 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」  
 (平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

図4-2-1-8(1) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図







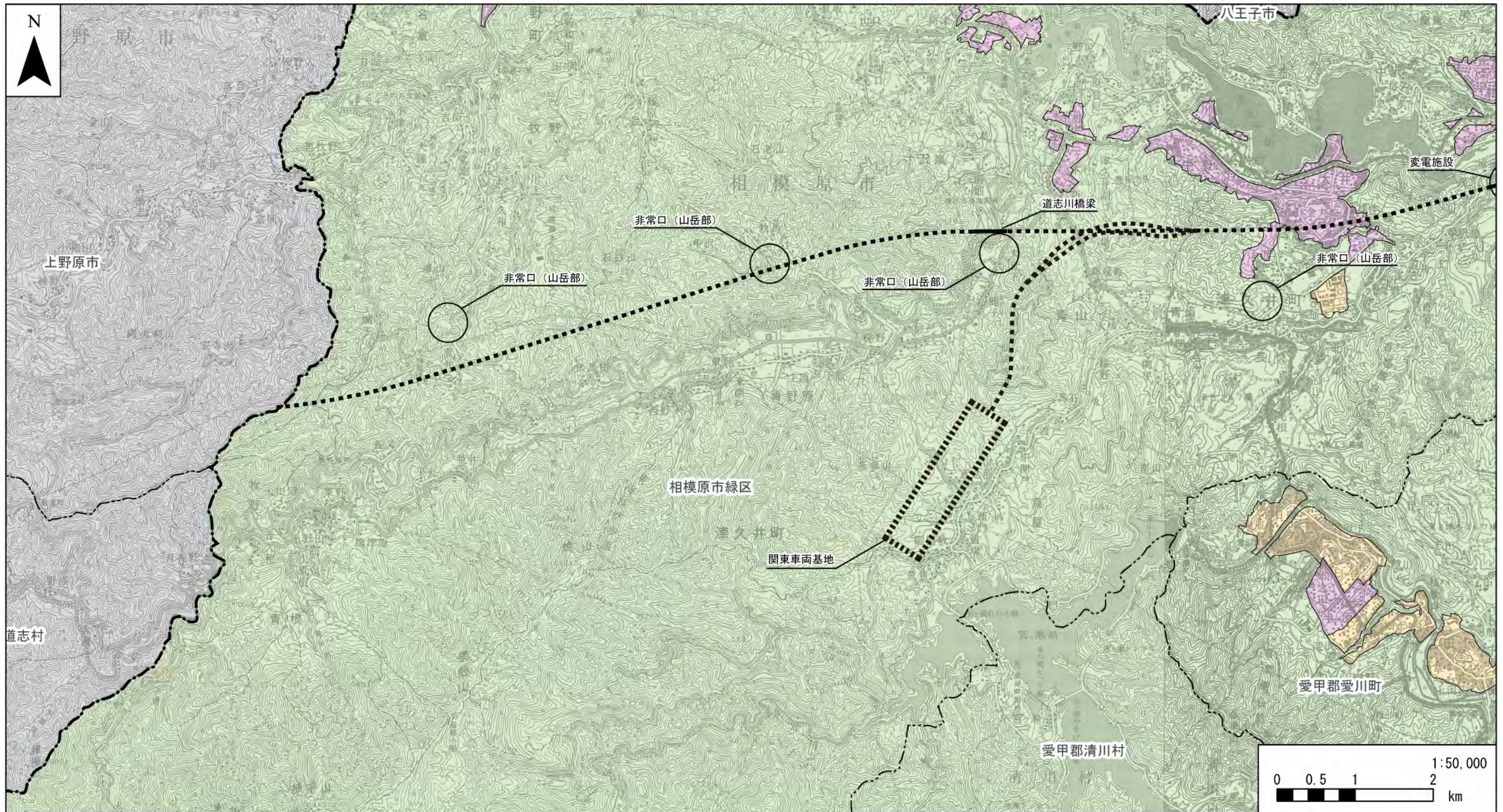
凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 都県境
- 市区町村境
- 騒音に係る環境基準の  
類型指定
- A類型
- B類型
- C類型
- 新幹線鉄道騒音に係る  
環境基準の類型指定
- I 類型
- II 類型
- 自動車騒音測定地点(騒自)
- ▲ 鉄道騒音測定地点(騒鉄)
- ✚ 航空機騒音測定地点(騒航)

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」  
 (平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)  
 「横浜の環境 平成24年版 横浜市環境管理計画年次報告書」  
 (平成24年12月、横浜市環境創造局政策調整部政策課)  
 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」  
 (平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

図4-2-1-8(2) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図





**凡例**

..... 計画路線(トンネル部)	騒音に係る環境基準の 類型指定	新幹線鉄道騒音に係る 環境基準の類型指定	● 自動車騒音測定地点(騒自)
—— 計画路線(地上部)	A類型	▬ I 類型	▲ 鉄道騒音測定地点(騒鉄)
--- 都県境	B類型	▨ II 類型	✚ 航空機騒音測定地点(騒航)
---- 市区町村境	C類型		
・ 関東車両基地は地上部で計画			

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」  
 (平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)  
 「横浜の環境 平成24年版 横浜市環境管理計画年次報告書」  
 (平成24年12月、横浜市環境創造局政策調整部政策課)  
 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」  
 (平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

図4-2-1-8(3) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図



表 4-2-1-18 鉄道騒音の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定地点	路線名	用途地域	騒音レベル (dB)		環境基準 (dB)
騒鉄 1	川崎市	中原区	上丸子八幡町 1459 付近	東海道新幹線	近隣商業 地域	69 (25m)	○	75
騒鉄 2						65 (50m)	○	75
騒鉄 3			上丸子山王町 1-1457 付近	東海道新幹線	第 1 種住 居地域	65 (25m)	○	70
騒鉄 4						58 (50m)	○	70
騒鉄 5		麻生区	中丸子 238 付近	東海道新幹線	工業地域	69 (25m)	○	75
騒鉄 6						65 (50m)	○	75
騒鉄 7						70 (25m)	○	75
騒鉄 7	73 (12.5m)	○	75					
騒鉄 5	麻生区	高石 4-15-7 付 近	本線 (小田急線)	第 1 種住 居地域	79 (12.5m)	—	—	
騒鉄 6					74 (25m)	—	—	
騒鉄 6					白鳥 2-8 付近	多摩線 (小田急線)	第 1 種住 居地域	77 (12.5m)
騒鉄 7	71 (25m)	—	—					
騒鉄 7	横浜市	青葉区	荏田北	田園都市線	—	81	—	—

注 1. 騒音レベルの ( ) 内は最寄り軌道中心からの距離、「○」「×」は環境基準の適合状況を示す。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要—公害編—」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

「横浜の環境 平成 24 年版 横浜市環境管理計画年次報告書」

(平成 24 年 12 月、横浜市環境創造局政策調整部政策課)

表 4-2-1-19 航空機騒音の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定場所	用途地域	年間測定値 (WECPNL (dB))	環境基準 (WECPNL (dB))
騒航 1	川崎市	中原区	中原一般環境大気測定所屋上 (小杉町 3-245)	—	70.4*	—
騒航 2		麻生区	麻生一般環境大気測定所屋上 (百合丘 2-10)	—	70.6*	—
騒航 3	相模原市	中央区	共和小学校 (中央区高根 1-16-13)	1 種低層住 居専用	63	—

注 1. ※は、参考値（パワー平均値 (dB(A))）であることを示す。

注 2. 調査年度における環境基準は、平成 25 年 4 月 1 日施行前の旧環境基準 (WECPNL) であるが、いずれの地点も環境基準の指定地域外である。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要—公害編—」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

「平成 24 年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」

(平成 24 年 12 月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

## イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準を、表 4-2-1-20～表 4-2-1-22 に示す。また、騒音規制法及び条例に基づく規制基準等を、表 4-2-1-23～表 4-2-1-26 に示す。

なお、対象事業実施区域を含む周辺市町村の内、川崎市、横浜市及び相模原市の一部は、騒音規制法に基づく指定地域に該当する。

**表 4-2-1-20 騒音に係る環境基準**

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)  
 (平成 11 年神奈川県告示第 312 号)  
 (平成 24 年川崎市告示第 135 号)  
 (平成 24 年横浜市告示第 82 号)  
 (平成 24 年相模原市告示第 113 号)

道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
AA	該当なし	50 以下	40 以下
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60 以下	50 以下

道路に面する地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋内基準)		70 (45) 以下	65 (40) 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注3. 「屋内基準」とは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

**表 4-2-1-21 新幹線鉄道騒音に係る環境基準**

(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)

地域の類型		基準値 (dB)
I	主として住居の用に供される地域	70 以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

**表 4-2-1-22 航空機騒音に係る環境基準**

(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)  
 (昭和 55 年神奈川県告示第 426 号)

地域の類型		基準値 $L_{den}$ (dB)
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	57 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	62 以下

**表 4-2-1-23 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度**

(騒音規制法第 17 条第 1 項)  
 (平成 12 年総理府令第 15 号)  
 (昭和 61 年川崎市告示第 91 号、平成 12 年川崎市告示第 121 号)  
 (昭和 61 年横浜市告示第 58 号、平成 12 年横浜市告示第 78 号)  
 (平成 15 年相模原市告示第 43 号)

区域の区分	基準値 (dB)	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 以下	65 以下
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下
幹線道路を担う道路に面する区域	75 以下	70 以下

注1. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

注2. 区域の類型該当区域

- a：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- b：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域
- c：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注3. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

**表 4-2-1-24 特定施設に係る騒音の規制基準**

(騒音規制法第 4 条第 1 項及び第 2 項)  
 (昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)  
 (昭和 61 年川崎市告示第 91 号)  
 (昭和 61 年横浜市告示第 58 号)  
 (平成 15 年相模原市告示第 43 号)

区域の区分	地域の区分	基準値 (dB)		
		昼間	朝・夕	夜間
		午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び午後 6 時 から午後 11 時 まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	50 以下	45 以下	40 以下
第 2 種区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域	55 以下	50 以下	45 以下
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 以下	60 以下	50 以下
第 4 種区域	工業地域	70 以下	65 以下	55 以下

**表 4-2-1-25 条例に基づく事業所に係る騒音の規制基準（神奈川県、川崎市、横浜市）**

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則)  
 (川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)  
 (横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則)

地域の区分	基準値 (dB)		
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8 時まで及び午後6時 から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	50 以下	45 以下	40 以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	55 以下	50 以下	45 以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 以下	60 以下	50 以下
工業地域	70 以下	65 以下	55 以下
工業専用地域	75 以下	75 以下	65 以下
その他の地域	55 以下	50 以下	45 以下

**表 4-2-1-26 特定建設作業に係る騒音の規制基準**

(騒音規制法第14条第1項及び第15条第1項)  
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号)  
 (昭和61年川崎市告示第91号、昭和61年川崎市告示第92号)  
 (昭和61年横浜市告示第58号、昭和61年横浜市告示第59号)  
 (平成15年相模原市告示第43号)

規制種別	区域の区分	騒音の規制に関する基準
基準値	1号・2号	85dB を超える大きさでないこと
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	1号	10時間/日を超えないこと
	2号	14時間/日を超えないこと
作業日数	1号・2号	連続6日を越えないこと
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日ではないこと

※基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以内の地域
2号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以外の地域



## ウ. 苦情

神奈川県騒音に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-27 に示す。

苦情件数は 1,030 件であり、「建設業」に起因するものが 294 件と最も多く、次いで「飲食店、宿泊業」が 131 件、「サービス業（他に分類されないもの）」が 105 件となっている。

**表 4-2-1-27 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）**

発生源	件数
農業	3
林業	1
漁業	0
鉱業	6
建設業	294
製造業	104
電気・ガス・熱供給・水道業	10
情報通信業	6
運輸業	48
卸売・小売業	51
金融・保険業	0
不動産業	2
飲食店、宿泊業	131
医療、福祉	12
教育、学習支援業	10
複合サービス事業	36
サービス業（他に分類されないもの）	105
公務（他に分類されないもの）	7
分類不能の産業	39
個人（会社・事業所以外）	38
その他（会社・事業所以外）	84
不明（会社・事業所以外）	43
合計	1,030

資料：「政府統計の総合窓口 平成 23 年度公害苦情調査」

（平成 25 年 6 月現在、独立行政法人統計センターホームページ）

#### 4) 振動

対象事業実施区域及びその周囲の振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点を、  
図 4-2-1-9 に示す。

##### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動に関する測定結果を、表 4-2-1-28 に示す。全ての地点において要請限度を下回っている。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道振動に関する測定結果を、表 4-2-1-29 に示す。新幹線鉄道振動の測定地点は中原区に 1 地点設けられており、測定結果は指針値を満たしている。なお、在来鉄道についても、測定が行われているが、指針値等の評価基準は定められていない。

なお、相模原市、愛川町、清川村では、対象事業実施区域及びその周囲において道路交通振動及び鉄道振動の測定地点は存在しない。

**表 4-2-1-28 道路交通振動の測定結果（平成 23 年度）**

No.	地域		測定場所	道路名称	用途地域	測定結果 (dB)		要請限度値 (dB)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
振自 1	川崎市	高津区	高津区役所建設センター (溝口 5-15-7)	一般国道 246 号	準工業	50	50	70	65
振自 2		宮前区	宮前平駅前測定所 (土橋 2-1-1)	野川菅生 線	近隣商 業	50	45		

注1. 昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から午前8時まで

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

**表 4-2-1-29 鉄道振動の測定結果（平成 23 年度）**

No.	地域		測定地点	路線名	用途地域	振動レベル (dB)		指針値 (dB)
振鉄1	川崎市	中原区	西加瀬 108 付近	東海道新幹線	工業地域	56 (25m)	○	70
振鉄2		麻生区	高石 4-15-7 付近	本線 (小田急線)	第 1 種住 居地域	52 (12.5m)	—	—
振鉄3						46 (25m)	—	—
振鉄4	横浜市	青葉区	白鳥 2-8 付近	多摩線 (小田急線)	第 1 種住 居地域	53 (12.5m)	—	—
振鉄4	横浜市	青葉区	荏田北	田園都市線	—	48	—	—

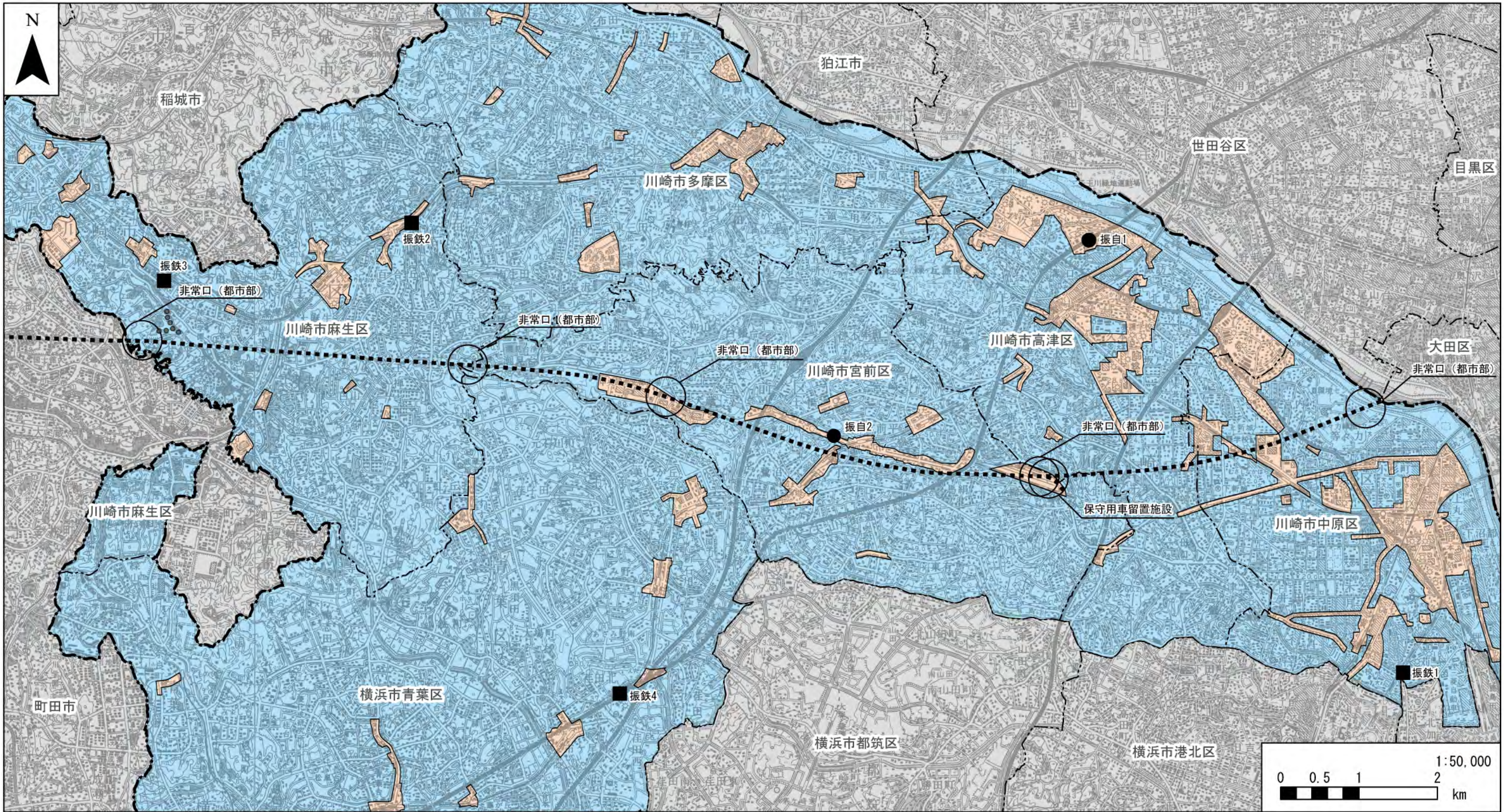
注1. 振動レベルの ( ) 内は最寄り軌道中心からの距離、「○」は指針値の適合状況を示す。

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

(平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

「横浜の環境 平成 24 年版 横浜市環境管理計画年次報告書」

(平成 24 年 12 月、横浜市環境創造局政策調整部政策課)

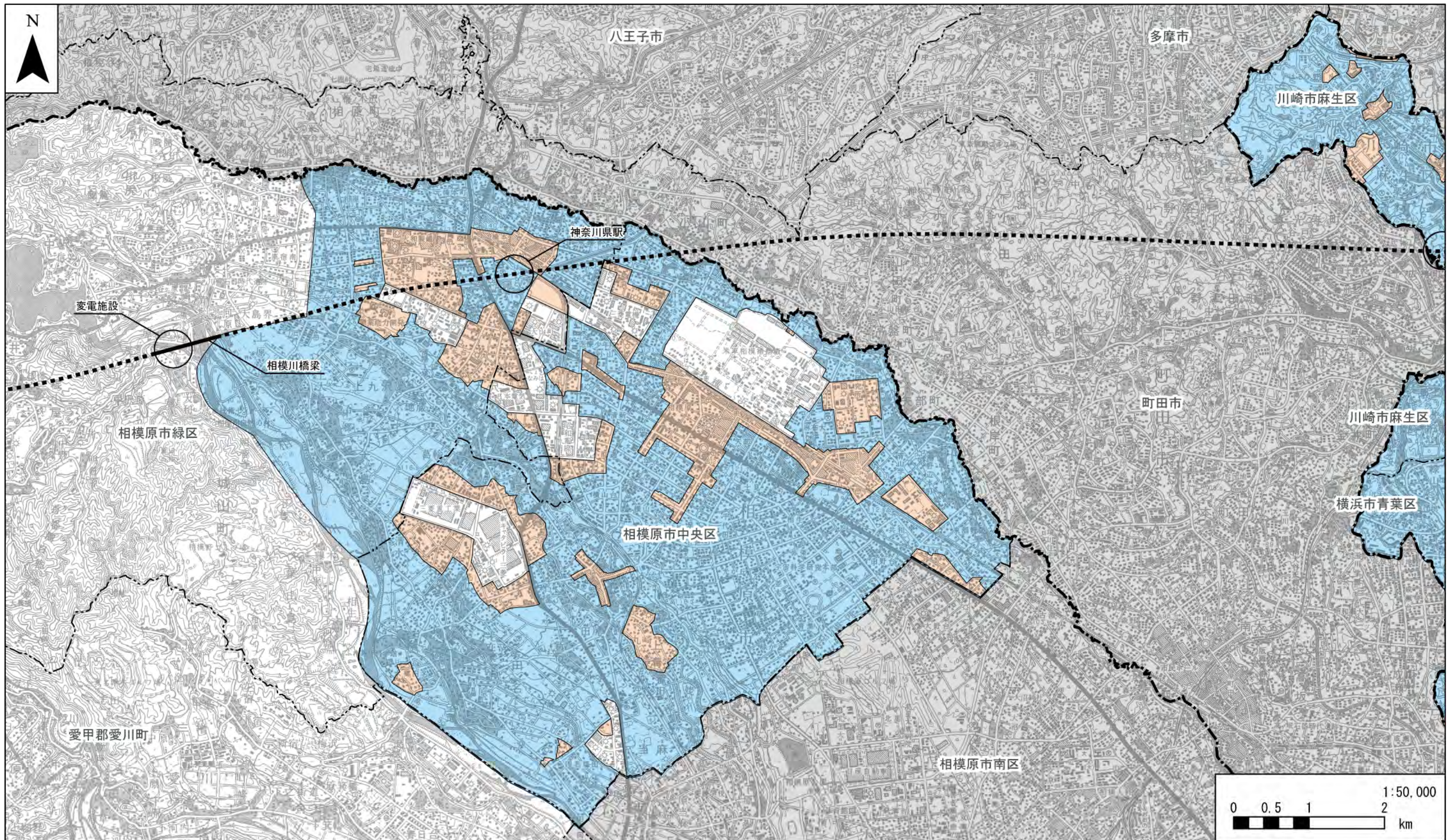


- 凡例**
- ..... 計画路線(トンネル部)
  - 計画路線(地上部)
  - ..... 工事用道路
  - 都県境
  - 市区町村境
- 振動に係る規制基準の区域指定
- 第1種区域
  - 第2種区域
- 自動車振動測定地点(振自)
  - 鉄道振動測定地点(振鉄)

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）  
「横浜の環境 平成24年版 横浜市環境管理計画年次報告書」  
（平成24年12月、横浜市環境創造局政策調整部政策課）

図4-2-1-9(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図





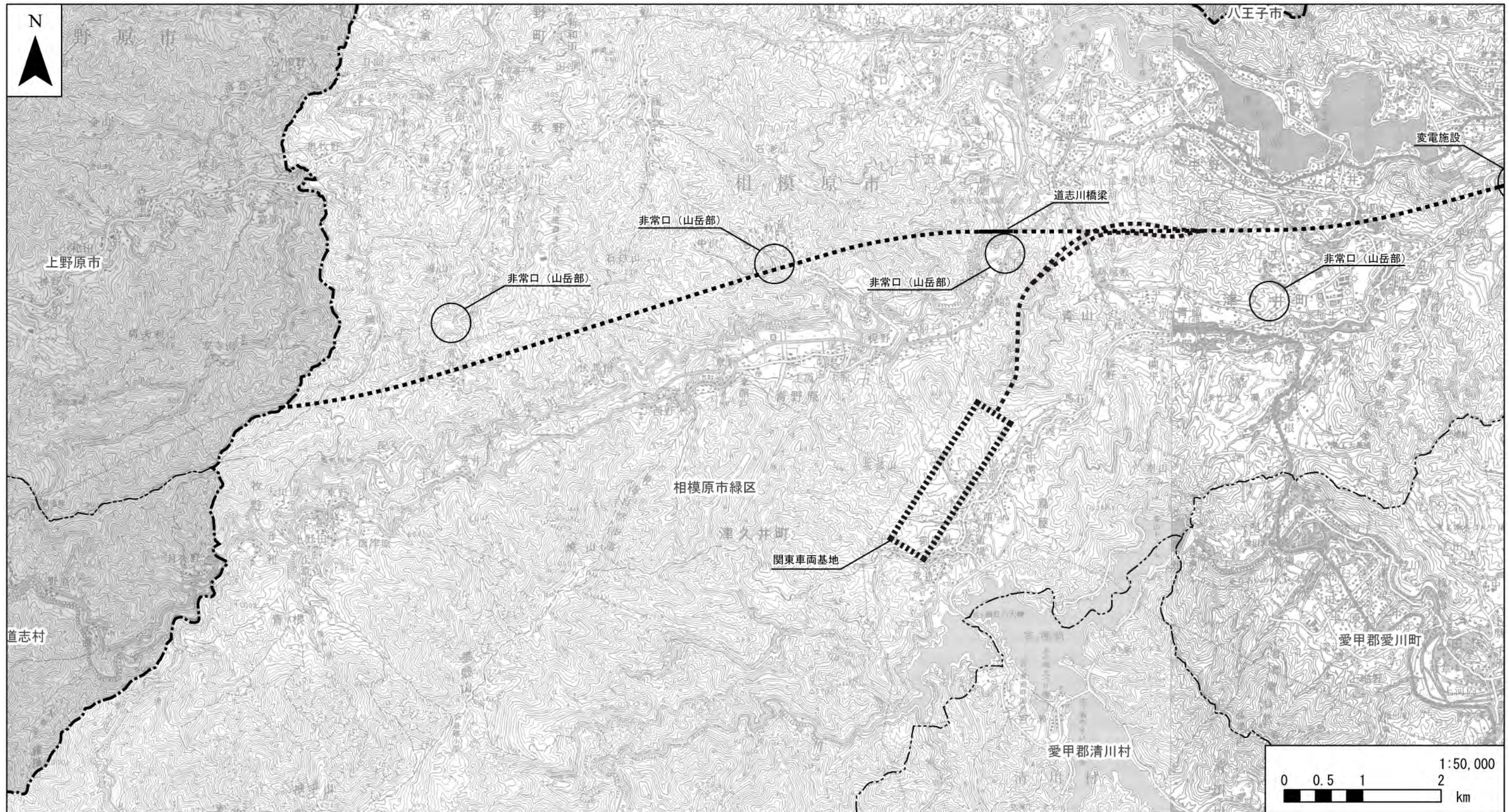
凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
  - 計画路線(地上部)
  - 都県境
  - 市区町村境
  - 自動車振動測定地点(振自)
  - 鉄道振動測定地点(振鉄)
- 振動に係る規制基準の区域指定
- 第1種区域
  - 第2種区域

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）  
 「横浜の環境 平成24年版 横浜市環境管理計画年次報告書」（平成24年12月、横浜市環境創造局政策調整部政策課）

図4-2-1-9(2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図





凡例

- ..... 計画路線(トンネル部)
  - 計画路線(地上部)
  - 都県境
  - 市区町村境
  - ・ 関東車両基地は地上部で計画
- |  |  |
|--|--|
| <p>振動に係る規制基準の<br/>区域指定</p> <p>■ 第1種区域</p> <p>■ 第2種区域</p> | <p>● 自動車振動測定地点 (振自)</p> <p>■ 鉄道振動測定地点 (振鉄)</p> |
|--|--|

資料：「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）  
「横浜の環境 平成24年版 横浜市環境管理計画年次報告書」  
（平成24年12月、横浜市環境創造局政策調整部政策課）

図4-2-1-9(3) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図





## イ. 振動に係る規制基準等

振動規制法及び条例に基づく規制基準等を、表 4-2-1-30～表 4-2-1-35 に示す。

なお、対象事業実施区域を含む周辺市町村の内、川崎市、横浜市及び相模原市の一部は、振動規制法に基づく指定地域に該当する。

**表 4-2-1-30 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度**

(振動規制法第 16 条第 1 項)  
 (振動規制法施行規則別表第 2)  
 (昭和 61 年川崎市告示第 94 号、昭和 61 年川崎市告示第 96 号)  
 (昭和 61 年横浜市告示第 61 号、昭和 61 年横浜市告示第 63 号)  
 (平成 15 年相模原市告示第 44 号)

区域の区分		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域	65 以下	60 以下
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 以下	65 以下

**表 4-2-1-31 新幹線鉄道振動に係る指針値**

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

**表 4-2-1-32 特定施設に係る振動の規制基準**

(振動規制法第 4 条第 1 項)  
 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号)  
 (昭和 61 年川崎市告示第 94 号)  
 (昭和 61 年横浜市告示第 61 号)  
 (平成 15 年相模原市告示第 44 号)

区域の区分		地域の区分	基準値 (dB)	
			昼間	夜間
			午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	60 以下	55 以下
	II	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域	65 以下	55 以下
第 2 種区域	I	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 以下	60 以下
	II	工業地域	70 以下	60 以下

**表 4-2-1-33 条例に基づく事業所に係る振動の規制基準（神奈川県、川崎市）**

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則)  
(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

地域の区分	基準値 (dB)	
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	60 以下	55 以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	65 以下	55 以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 以下	60 以下
工業地域	70 以下	60 以下
工業専用地域	70 以下	65 以下
その他の地域	65 以下	55 以下

**表 4-2-1-34 条例に基づく事業所に係る振動の規制基準（横浜市）**

(横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則)

地域の区分	基準値 (dB)	
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	60 以下	55 以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	60 以下	55 以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 以下	60 以下
工業地域	70 以下	60 以下
工業専用地域	70 以下	65 以下
その他の地域	60 以下	55 以下

**表 4-2-1-35 特定建設作業に係る振動の規制基準**

(振動規制法第 15 条第 1 項)  
(振動規制法施行規則別表第 1)  
(昭和 61 年川崎市告示第 94 号、昭和 61 年川崎市告示第 95 号)  
(昭和 61 年横浜市告示 61 号、昭和 61 年横浜市告示第 62 号)  
(平成 15 年相模原市告示第 44 号)

規制種別	区域の区分	振動の規制に関する基準
基準値	1 号・2 号	75dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間/日を超えないこと
	2 号	14 時間/日を超えないこと
作業日数	1 号・2 号	連続 6 日を越えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日ではないこと

※基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
2 号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

## ウ. 苦情

神奈川県振動に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-36 に示す。

苦情件数は 156 件であり、「建設業」に起因するものが 83 件と最も多く、次いで「運輸業」が 12 件、「サービス業（他に分類されないもの）」が 10 件となっている。

**表 4-2-1-36 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）**

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	1
建設業	83
製造業	7
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	12
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	2
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	10
公務（他に分類されないもの）	7
分類不能の産業	1
個人（会社・事業所以外）	1
その他（会社・事業所以外）	29
不明（会社・事業所以外）	2
合 計	156

資料：「政府統計の総合窓口 平成 23 年度公害苦情調査」

（平成 25 年 6 月現在、独立行政法人統計センターホームページ）

## 5) 悪臭

### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において悪臭の測定地点は存在しない。

### イ. 悪臭に係る規制基準等

川崎市、横浜市、相模原市、愛川町は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、それぞれ敷地境界線上、排出口及び排出水における規制基準が設定されている。なお、清川村は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当しない。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例、横浜市生活環境の保全に関する条例に基づき、悪臭に関する規制基準が設定されている。

### ウ. 苦情

神奈川県の悪臭に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-37 に示す。

苦情件数は 453 件であり、「不明（会社・事業所以外）」に起因するものが 87 件と最も多く、次いで「個人（会社・事業所以外）」が 84 件、「製造業」が 71 件となっている。

表 4-2-1-37 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	23
林業	1
漁業	1
鉱業	5
建設業	38
製造業	71
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	1
運輸業	2
卸売・小売業	13
金融・保険業	0
不動産業	1
飲食店、宿泊業	37
医療、福祉	3
教育、学習支援業	1
複合サービス事業	7
サービス業（他に分類されないもの）	48
公務（他に分類されないもの）	4
分類不能の産業	8
個人（会社・事業所以外）	84
その他（会社・事業所以外）	17
不明（会社・事業所以外）	87
合計	453

資料：「政府統計の総合窓口 平成 23 年度公害苦情調査」

（平成 25 年 6 月現在、独立行政法人統計センターホームページ）